

令和8年度予算における地方消費税収(引上げ分)の使い道について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)」については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和8年度予算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分)

160,000 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,616,195 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源				一般財源
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	343,420	255,930	0	0	21,000	66,490
	老人福祉事業	13,740	0	0	2,098	3,000	8,642
	児童福祉事業	816,150	577,430	0	1	56,000	182,719
	小計	1,173,310	833,360	0	2,099	80,000	257,851
保健衛生	予防接種事業	44,709	20	0	0	11,000	33,689
	小計	44,709	20	0	0	11,000	33,689
社会保険	国民健康保険事業	111,140	44,873	0	2,816	15,000	48,451
	後期高齢者医療事業	60,061	43,806	0	0	4,000	12,255
	介護保険事業	226,975	8,889	0	0	50,000	168,086
	小計	398,176	97,568	0	2,816	69,000	228,792
合計		1,616,195	930,948	0	4,915	160,000	520,332

令和8年7月1日

錦町長 森本 完一